

厚生労働省
持続可能な権利擁護支援モデル事業
令和7年度モデル事業実施自治体等連絡会 第4回連絡会

令和8年2月13日
厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課成年後見制度利用促進室
運営受託：株式会社日本総合研究所

モデル事業連絡会 年間スケジュール

- ・持続可能な権利擁護支援モデル事業の連絡会は、午前10時～12時・オンライン会合(zoom)で実施します。
- ・モデル事業の実施自治体・検討自治体、社会福祉協議会、中核機関、モデル事業の連携機関の皆様が自由にご参加いただける会です。
- ・連絡会の開催一か月前を目安に、ご案内と参加申込のお知らせをメールにてご連絡します。
※各都道府県、都道府県社会福祉協議会におかれましては、当該メールの内容について、管内市区町村、市区町村社会福祉協議会へ転送・周知をお願いします。

開催回	開催日	内容
1	9/19(金)	身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業について(テーマ2-A・2-B)
2	10/31(金)	総合的な権利擁護支援策の充実に向けたモデル事業について(テーマ1・2・3)
3	12/19(金)	身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業について(テーマ2-A・2-B)
4	R8 2/13(金)	全体のまとめ

- 開催日程は、実施月の原則、第3金曜日午前10時～12時で実施します。
- 日程は予定ですが、当モデル事業へご関心をお寄せの方は、予定を確保頂けると幸いです。
- 連絡会の意見交換で取り上げるテーマについては、現時点での予定です。

「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の概要

～ 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課成年後見制度利用促進室よりご説明～

権利擁護支援モデル事業の概要



厚生労働省社会・援護局 地域福祉課
成年後見制度利用促進室

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第二期基本計画における基本的考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。
- 障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。
- 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させるため、意思決定支援等によって本人を支える各種方策、司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討などに対応して、福祉制度・事業の必要な見直しを検討する。

◆成年後見制度等の見直しに向けた検討◆

制度改正の方向性等に関する指摘

- 必要性・補充性の考慮
- 三類型の一元化
- 有期（更新）
- 障害者権利条約の審査状況を踏まえた見直し
- 本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化に応じた円滑な交代
- 公的な関与を強めた後見等の開始

市町村長の権限等に関する指摘

- 市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限の拡充
- 成年後見制度利用支援事業の見直し

◆総合的な権利擁護支援策の充実◆

日常生活自立支援事業等との連携、体制強化

- 他制度との連携の推進、実施体制の強化
- 他制度等との役割分担の検討方法についての周知

新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等の検討
- 上記の意思決定支援等に際して、権利侵害や法的課題を発見した場合に、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討

都道府県単位での新たな取組の検討

- 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討
- 公的な関与による後見の実施の検討

持続可能な権利擁護支援モデル事業

持続可能な権利擁護支援モデル事業（令和4・5・6年度）

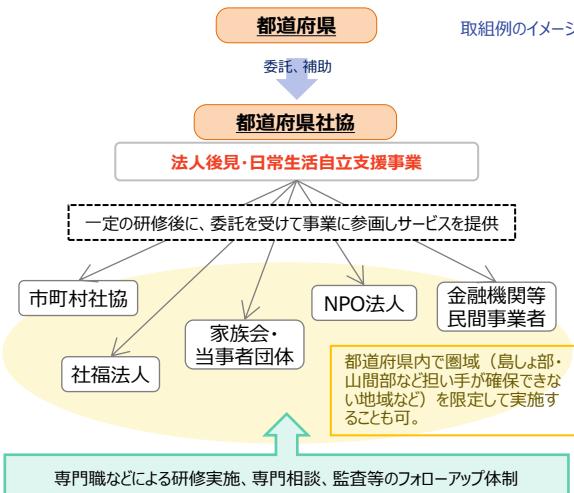
事業の概要・スキーム、実施主体等

○持続可能な権利擁護支援モデル事業

【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

①地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

権利擁護支援の担い手が不足している地域において、法人後見や日常生活自立支援事業の取組に民間企業など福祉関係以外の事業者等も含めた新たな主体の参画を促すことにより、地域における権利擁護支援の担い手の確保、育成の増進を目指す取組。



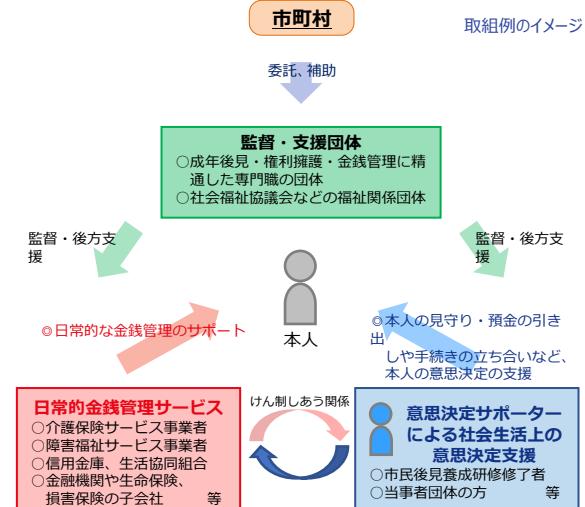
● 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

<基 準 額> 1自治体あたり 5,000千円
<補 助 率> 3/4

②簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

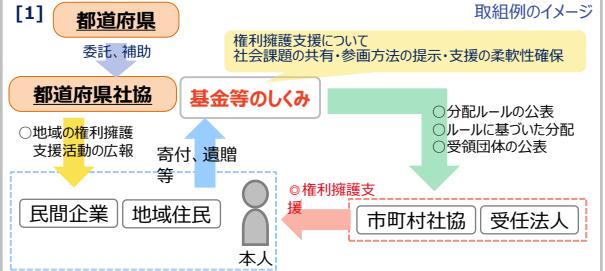
市町村の関与の下で意思決定センターによる意思決定支援によって、利益相反など本人に不利益が生じないように留意しながら、日常的な金銭管理など適切な生活支援等のサービスを行う方策を検討する取組。

意思決定の場面において、権利侵害等を発見した場合に司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討

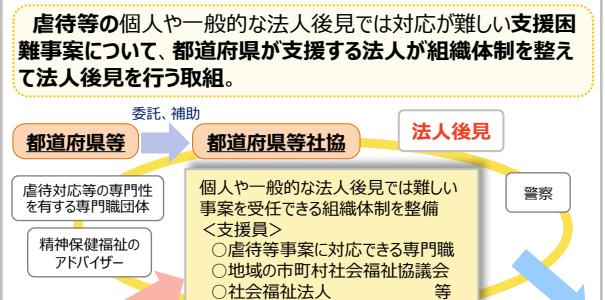


③ [1]寄付等の活用や、[2]虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県・指定都市の機能を強化する取組

[1]



[2]



【R 4 実施自治体】 長野県

【R 5 実施自治体】 —

【R 6 実施自治体】 —

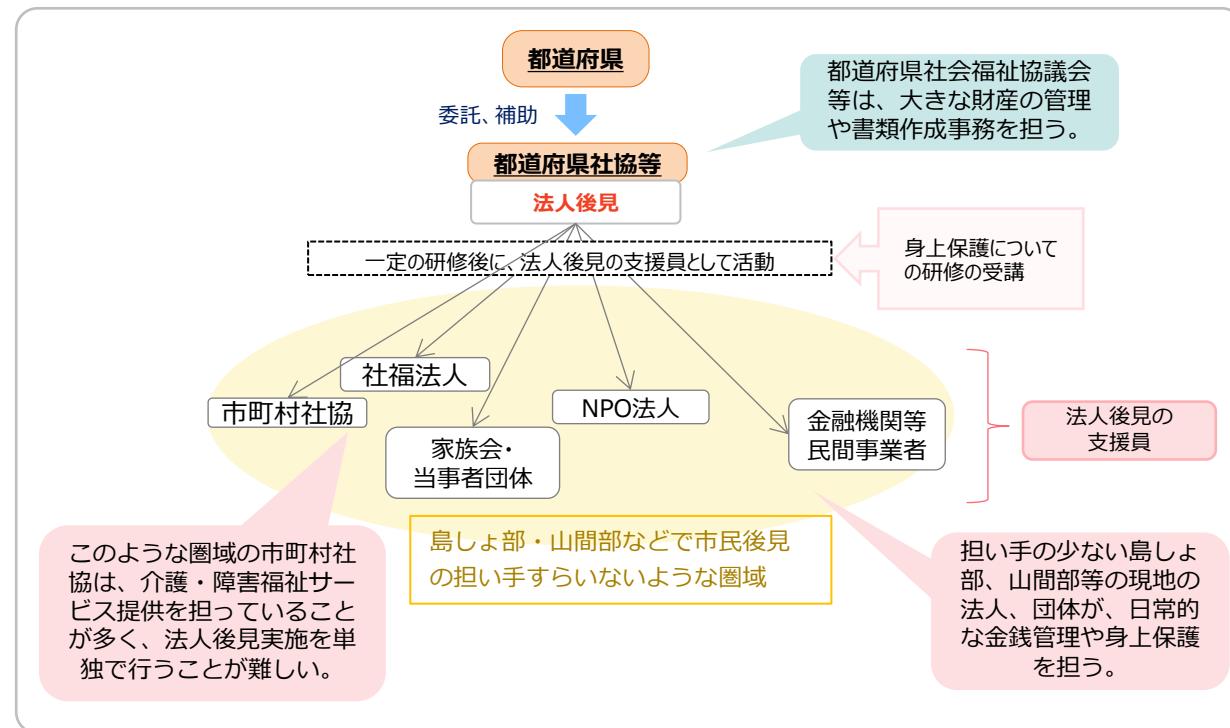
【R 4 実施自治体】 長野市、豊田市、八尾市、藤沢市、黒潮町、古賀市、京極町

【R 5 実施自治体】 長野市、豊田市、八尾市、藤沢市、黒潮町、古賀市、京極町、山口市、大川市

【R 6 実施自治体】 豊田市、八尾市、藤沢市、黒潮町、古賀市、京極町、山口市、大川市、立川市

民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

- テーマ①は、権利擁護支援の担い手が不足していて、市民後見の担い手すら見つからないような圏域への支援を想定しており、都道府県の取組が期待されるもの。
 - この取組によって法人後見に、民間企業等の新たな主体が参画することにより、地域における権利擁護支援の担い手の確保、育成の増進を目指す。

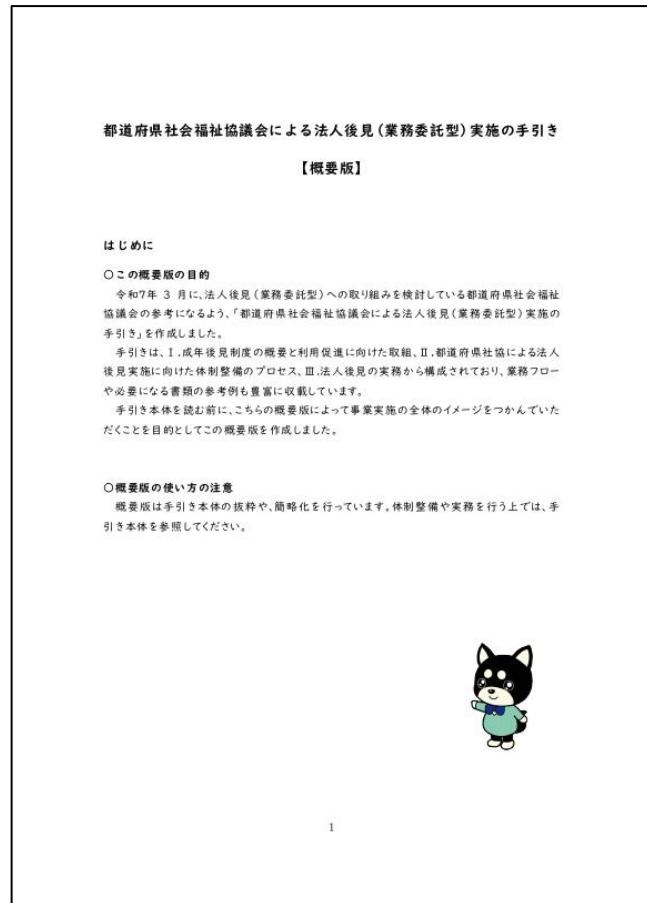


事業実施における 留意事項

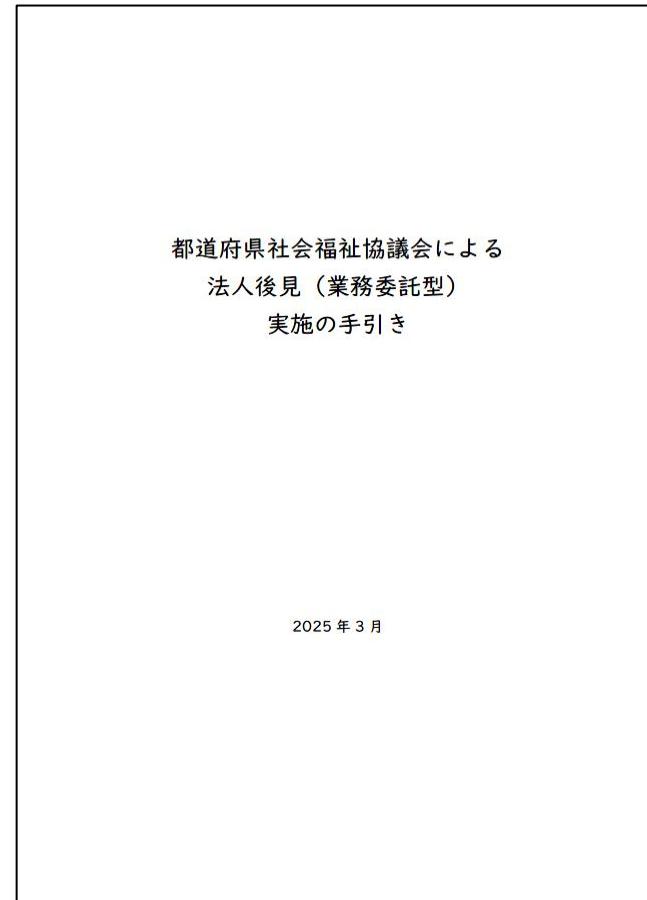
- 持続可能な体制整備のため、新たな担い手として福祉関係事業者以外の事業者の参画を検討すること。

【参考】都道府県社会福祉協議会による法人後見（業務委託型）実施の手引き

○概要版（全17頁）

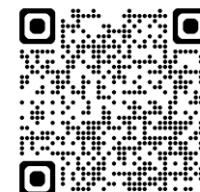


○詳細版（全122頁）

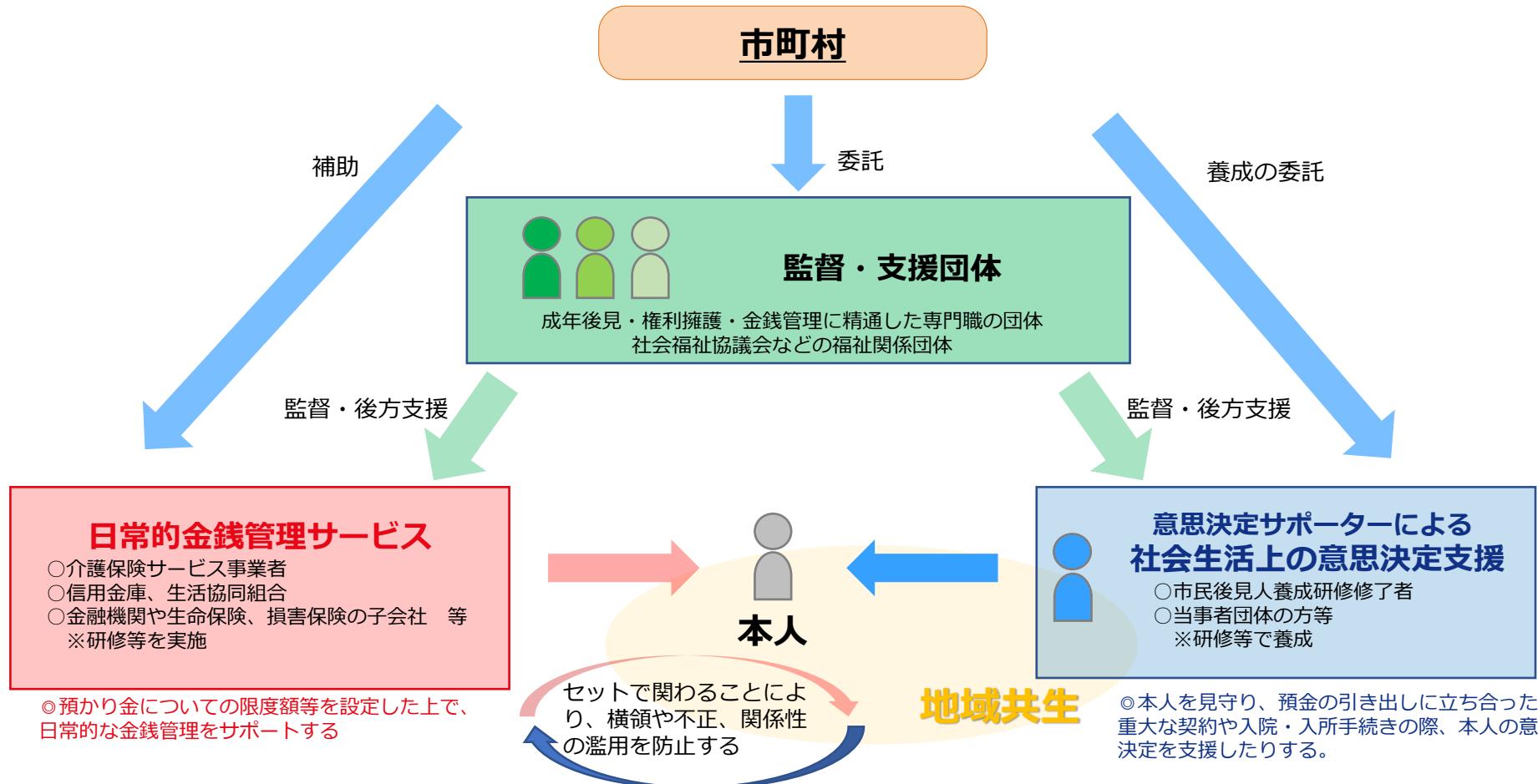


(資料掲載URL)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html

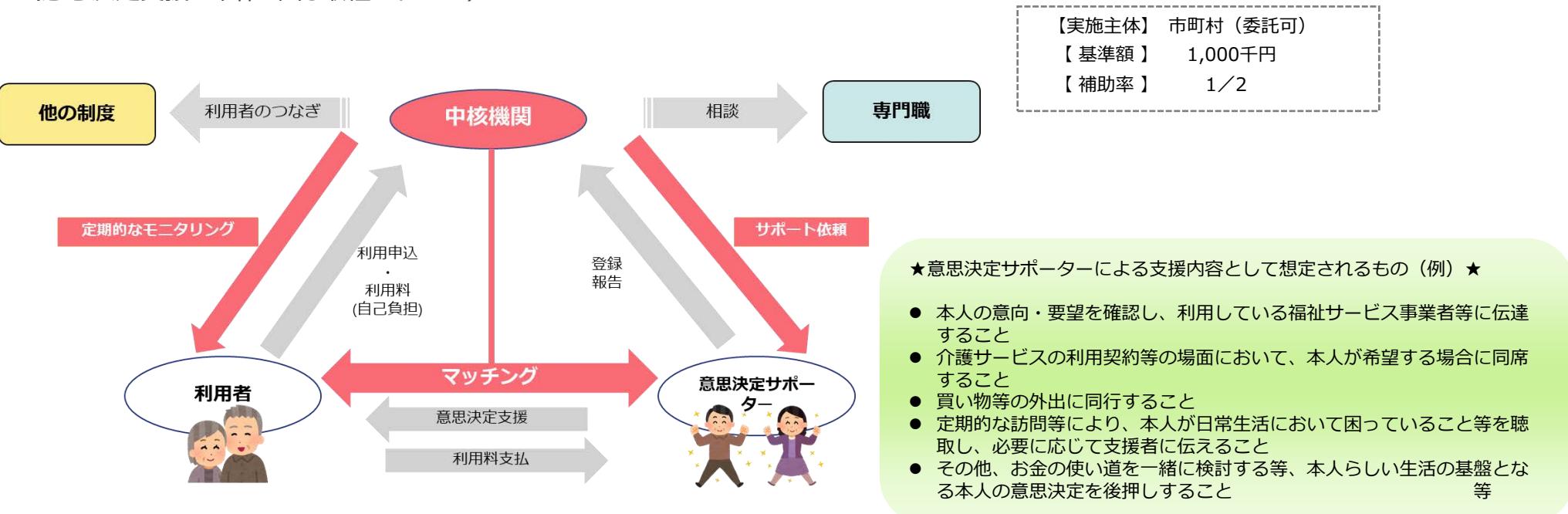


- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等を検討する取組。
- 意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職が必要な支援を助言・実施する、市町村の関与を求めるなど、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討する。
- このことにより、身寄りのない人も含め誰もが安心して生活支援等のサービスを利用できるようにすることを目指す。



- 福祉サービスをはじめ、各種の生活支援サービスの利用場面など社会生活における意思決定支援の確保は、それらのサービスが、本人の権利擁護支援として展開されるために重要である。その際、本人と同じ生活者の視線をもつ地域住民や当事者が意思決定を支援することは、本人が安心して意思の形成、表明を行うことに効果的であるとされている。
 - このため、地域の実情に応じて、希望する者が意思決定センターによる支援を受けられるよう、中核機関が、意思決定センターと利用者本人とのマッチングや、その支援活動をフォローする等の取組の促進を図る。本人が、福祉サービスをはじめ、各種の生活支援サービスを利用している場合には、サービスの提供状況を見守り・確認することで、サービス提供事業者による関係性の濫用に対するけん制効果も期待できる。
 - なお、本人と意思決定センターとの間に信頼関係が構築されていることが意思決定支援の基盤となるため、社会生活における意思決定支援の場面でのみ意思決定センターが関わるのではなく、日頃から丁寧なコミュニケーションをとり、関係を築いておくことが必要となる。
- ※ 『意思決定支援』とは、「特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう」（意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（R2.10.30意思決定支援ワーキング・グループ））とされている。

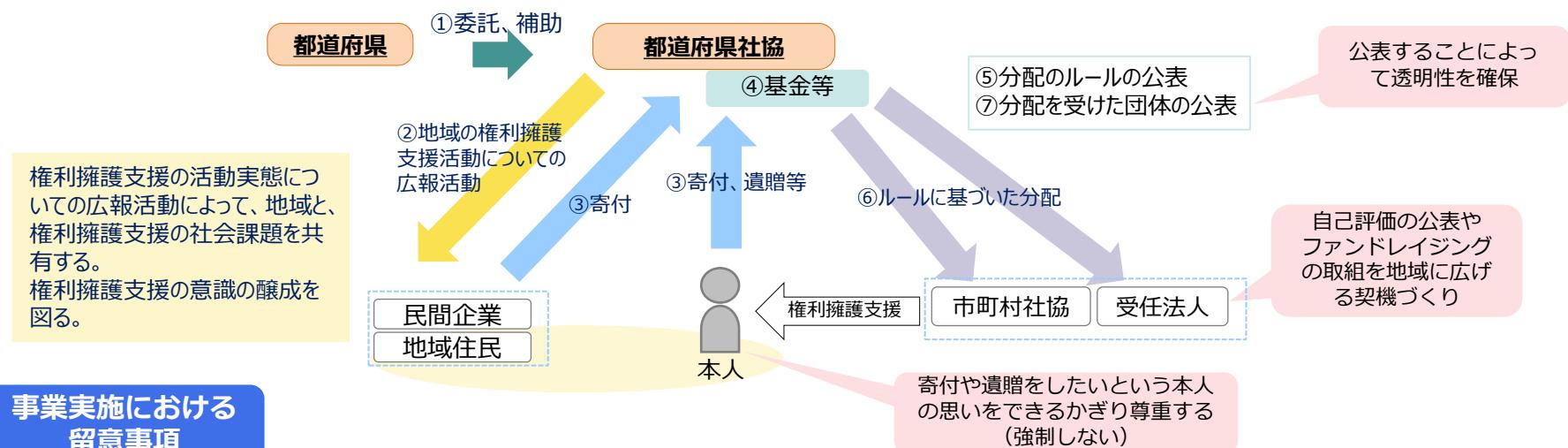
(意思決定支援の確保を図る取組のイメージ)



テーマ③-1

寄付等の活用による多様な主体の参画の検討

- 権利擁護支援の活動や社会課題、その解決策について、地域住民や企業など地域社会に広く周知して資金を調達するファンディングにより、公的財源では性質上対応困難な権利擁護支援の課題への柔軟な対応を可能とする取組。
- 地域住民や企業等が、権利擁護支援の実践への理解や共感をもち、寄付やボランティア活動などにより取組に参画することは、地域における権利擁護支援の意識の醸成につながり、参画者の積極性を生み出す。このような多様な主体の参画を促進することを目指す。



- 地域の権利擁護支援の活動や社会課題、その解決策を周知するなど、地域住民や企業からの寄付を集めための広報活動をすること（遺贈だけに頼らない）。
- 本人の権利擁護を支援している団体への寄付等は、団体が直接受けとるのではなく、都道府県社協等による基金からの分配を原則とすること。
- 寄付の分配を受けることができる団体の基準を、予め公表すること（本研究事業の報告書の自己評価項目を活用してよい）。その際、ファンディングに取り組む団体の分配率を上げること。
- 寄付の分配を受けた団体を公表すること。
- 本人が寄付の意思を示した場合にも、柔軟にその意思変更や中止ができるよう、サポートすること。

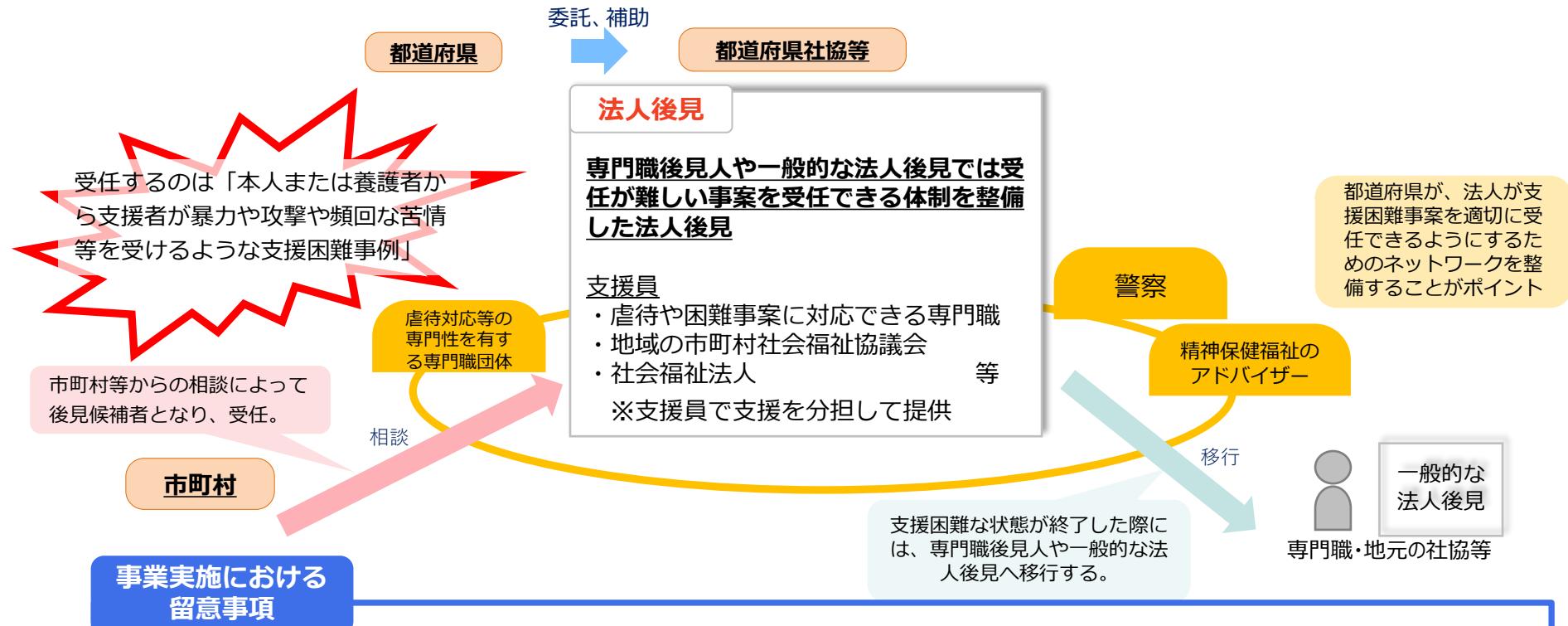
テーマ③-2

公的関与による法人後見実施の検討

＜スキームの全体イメージ＞

令和4年度モデル事業説明会資料より抜粋 一部改変

- 虐待等の支援困難事例については、専門職後見人や一般的な法人後見では対応が難しい場合がある。こうした場合でも、尊厳のある本らしさを安定的に支えることができるよう、都道府県が支援する法人が法人後見を行う取組。
- 法人後見への公的関与のあり方を検討する。



身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくるために、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する包括的な相談・調整窓口の整備を行うとともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【実施主体】市町村（委託可）

【基準額】1自治体あたり 5,000千円／取組

【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメントや各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーターを配置した相談・調整窓口を整備。

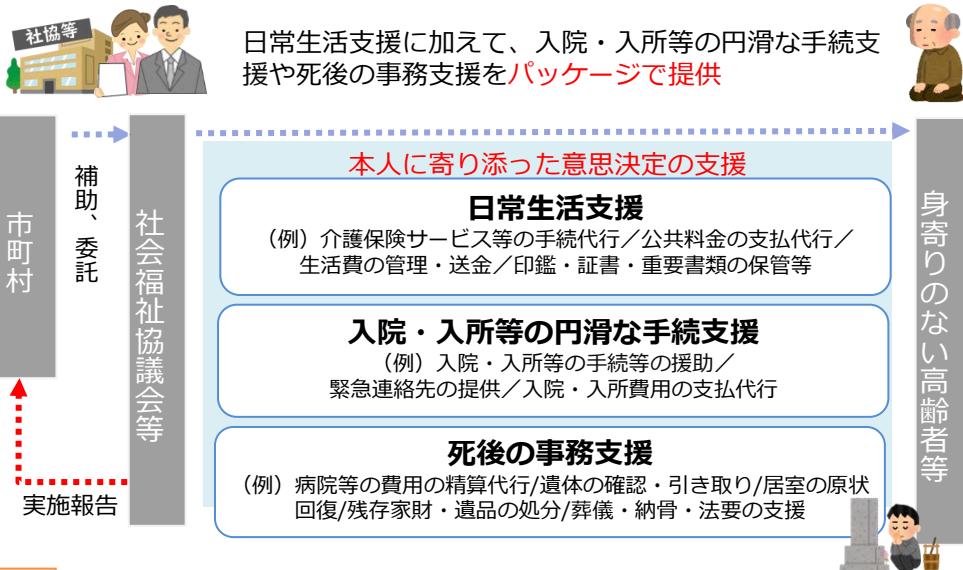


－ 単身高齢者等包括支援プラットフォーム －

入居支援	見守り	法律相談	終活支援	死後対応
つながり支援	生活支援	財産管理	権利擁護	残置物処分
家賃債務保証など				

2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所等の円滑な手続支援や死後の事務支援を併せて提供する取組を実施。



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業（R6～）の実施状況

令和7年9月17日現在、30自治体（延べ32自治体）が実施または実施予定。

近畿エリア
大阪府泉大津市 ①相談窓口②令和7年4月
京都府京都市 ①パッケージ②令和6年4月
大阪府枚方市 ①パッケージ②令和6年10月

中部エリア	
長野県東御市（予定） ①パッケージ②令和7年10月	
山梨県甲府市 ①相談窓口②令和7年4月	
（※）愛知県知多4市5町（※）（予定） ①パッケージ②令和7年8月	
長野県伊那市（予定） ①パッケージ②令和7年10月	
静岡県静岡市 ①相談窓口②令和7年4月	
愛知県大府市 ①相談窓口②令和6年10月	
愛知県岡崎市 ①相談窓口②令和6年7月	
愛知県豊田市 ①相談窓口②令和7年1月	

中国エリア
鳥取県鳥取市（予定） ①パッケージ②令和8年3月
鳥取県米子市（予定） ①パッケージ②令和7年12月

九州エリア
福岡県福岡市 ①パッケージ②令和6年4月
福岡県北九州市（予定） ①パッケージ②令和7年10月
大分県臼杵市 ①パッケージ②令和7年4月

実施自治体名

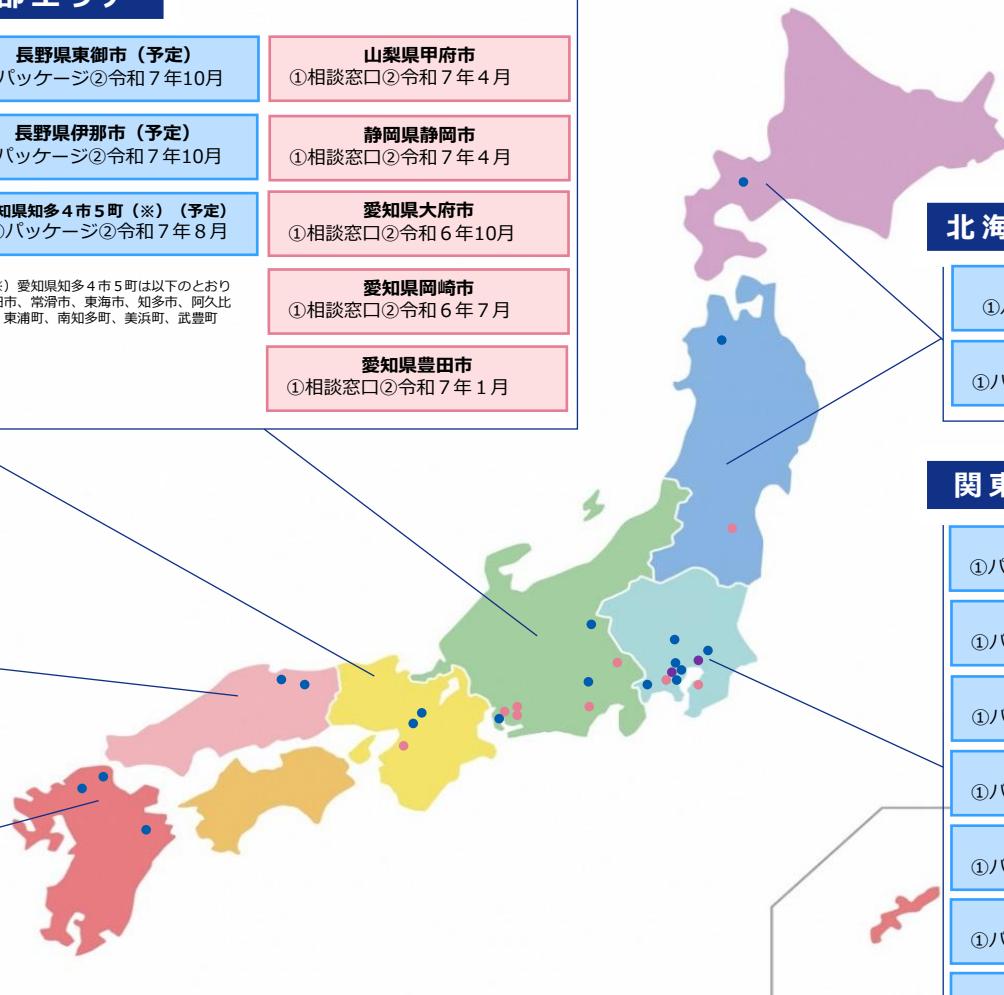
- ①実施メニュー
(相談窓口、総合的なパッケージ支援)
- ②事業開始時期

北海道・東北エリア

北海道京極町（予定） ①パッケージ②令和8年3月
青森県弘前市 ①パッケージ②令和7年5月
福島県伊達市 ①相談窓口②令和7年6月

関東エリア

茨城県東海村（予定） ①パッケージ②令和7年10月	千葉県木更津市 ①相談窓口②令和7年4月
埼玉県ふじみ野市 ①パッケージ②令和7年4月	神奈川県大和市 ①相談窓口②令和7年4月
千葉県我孫子市 ①パッケージ②令和7年4月	千葉県船橋市（予定） ①相談窓口・パッケージ②令和7年10月
東京都文京区 ①パッケージ②令和6年4月	東京都狛江市（予定） ①相談窓口・パッケージ②令和7年10月
東京都品川区 ①パッケージ②令和7年4月	神奈川県川崎市 ①パッケージ②令和6年4月
神奈川県松田町 ①パッケージ②令和7年1月	神奈川県松田町 ①パッケージ②令和7年1月



持続可能な権利擁護支援モデル事業

□ テーマ 3-2

虐待等の個人や一般的な法人後見では対応が難しい支援困難事案について、都道府県が支援する法人が組織体制を整えて法人後見を行う取組

～ 地域の取り組みの紹介と意見交換 ～

テーマ3-1：民間企業や地域住民から資金を調達することにより、

公的財源では性質上対応困難な権利擁護支援の課題への柔軟な対応を可能とする取組

テーマ3-2：虐待等の個人や一般的な法人後見では対応が難しい支援困難事案について、

都道府県が支援する法人が組織体制を整えて法人後見を行う取組

多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりとして、テーマ3では「[1]寄付等の活用や、[2]虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県・指定都市の機能を強化する取組」を検討する。

[1]

都道府県

委託、補助

権利擁護支援について
社会課題の共有・参画方法の提示・支援の柔軟性確保

都道府県社協

基金等のしくみ

○地域の権利擁護
支援活動の広報

寄付、遺贈等

民間企業

地域住民

○権利擁護支援

市町村社協

取組例のイメージ

- 分配ルールの公表
- ルールに基づいた分配
- 受領団体の公表

民間企業や地域住民から資金を調達することにより、公的財源では性質上対応困難な権利擁護支援の課題への柔軟な対応を可能とする取組

[2]

委託、補助

都道府県等

虐待対応等の専門性を
有する専門職団体

精神保健福祉の
アドバイザー

都道府県等社協

法人後見

個人や一般的な法人後見では難しい事案を受任
できる組織体制を整備

＜支援員＞

- 虐待等事案に対応できる専門職
- 地域の市町村社会福祉協議会
- 社会福祉法人 等

警察

市町村

相談・依頼

支援困難な状態が終了した際には、
一般的な法人後見や市民後見人に移行

本日はモデル事業
テーマ3-2に取り組む
福岡県の取り組みをご紹
介します。

出所：厚生労働省資料より引用

福岡県～事業概要～

福岡県においては、中核機関の設置が進む中で、各市町村における支援体制の整備と支援検討が深化しており、これまで把握されにくかった虐待等の支援困難事案への対応ニーズが高まっている現状にある。また、今後は高齢者人口の増加に伴い、成年後見制度の利用者が増加することが見込まれ、支援困難事案への対応がさらに求められることが予測される。そのため、本事業においては、**専門職後見人や一般的な法人後見のみでは対応が困難なケースにおいても、尊厳ある本人らしい生活を安定的に支えることができるよう、公的関与による法人後見実施体制の整備を目指すものである。**

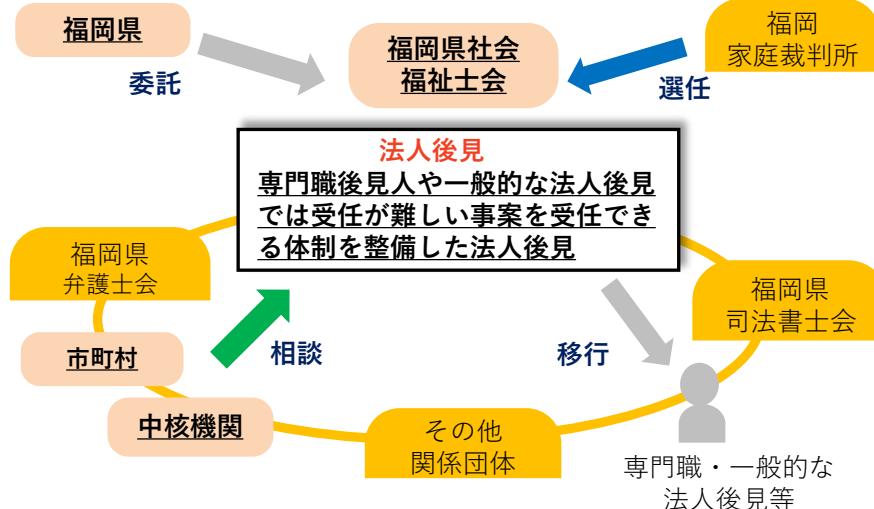
事業概要、実施スキーム

【事業概要】

「公的関与による法人後見モデル事業検討委員会」を設置し、実際に福岡県社会福祉士会が受任中のモデル事例を通じて、公的関与による法人後見の諸課題を実証的に検討する。また、モデル事例の個別支援会議を実施し、諸課題への支援内容を検討する。

【対象案件】

✓ 虐待等の支援困難案件等（スライド2：「モデル事業対象案件イメージ」参照）



ステークホルダーの役割

【都道府県】

○ 福岡県

- 支援困難事案に対応できる法人後見実施体制を確保するため、関係機関とネットワークを整備する。
- 福岡県社会福祉会に、公的関与による法人後見モデル事業における法人後見の実施体制の整備、検討委員会の事務局を委託する。

【専門職団体】

○ 福岡県社会福祉士会 (ぱあとなあ福岡)

- 県からの委託を受け、支援困難事案に関する法人後見の実施体制を整備する。
- また、公的関与による法人後見モデル事業検討委員会の事務局を担う。

○ 福岡県弁護士会、福岡県司法書士会

- 法律の専門家としての観点から、アドバイザーとして助言する。

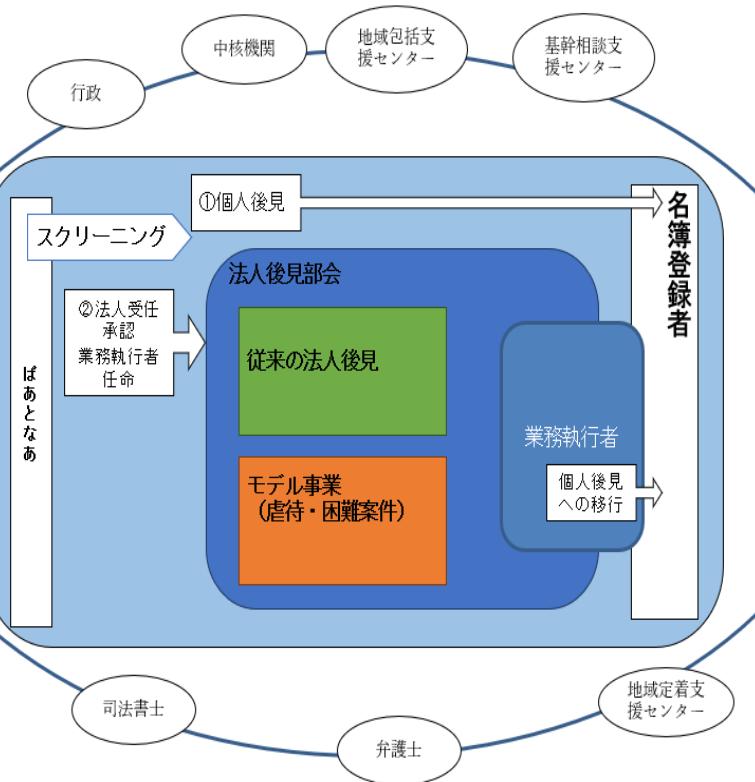
○ 専門職・一般的な法人後見等

- 支援困難な状態が終了した際に、専門職・一般的な法人後見等に移行する。

【司法機関】

○ 福岡家庭裁判所

- 支援困難事案の選任に関して、福岡県社会福祉士会と調整する。



【法人後見対応案件（令和7年12月末）】

- a) 虐待案件や触法障がい者案件など、深刻な家族間対立や関係者からの不当な接触が予想される案件 **14件**
- b) 総合的に見て個人での受任では過重の負担が予想される案件 **14件**
- c) 被後見人等が若年で継続的な支援が予想される案件 **8件**
- d) 高額資産の案件（1,200万円を目指す） **28件**

モデル事業検討委員会でケース指定

【モデル事業対象案件イメージ】

1) 虐待案件

本人保護のため居所秘匿・面会制限中で、養護者から業務執行者への攻撃が予想され、連絡先を秘匿する必要があるケース

2) 頻回な接触・苦情など困難案件

本人又は関係者から後見人への頻回な接触、苦情、過度な要求への対応が必要なケース

3) 刑事司法案件

窃盗、闇バイト等の被疑者・被告人、刑務所出所者等で、再犯の可能性等を予測できないケース

福岡県～これまでの取組、課題と対応、今後について～

取組の促進要因・工夫

①専門性

- ・ばあとなあ名簿登録者による業務執行体制
- ・業務執行者の柔軟な組み立て（交代、複数体制）

②法人によるサポート

- ・重要な意思決定への法人の関与
- ・法人後見部会ケース担当、事務局

③ネットワークの活用

- ・中核機関：「体制整備アドバイザー」、「受任調整会議委員」の派遣
- ・虐待対応：「福岡県高齢者障がい者虐待対応チーム」の市町村への派遣
- ・被疑者・被告人、刑務所出所者等の入口、出口支援：「福岡検察庁社会福祉アドバイザー」、「福岡保護観察所」、「地域定着支援センター」との連携

④個人後見への移行

- ・初期の課題が解決した場合の業務執行者個人後見への移行

事業の実績 [モデル事業としての受任：6件] (令和7年12月時点)

- ・虐待案件や触法障がい者案件など、深刻な家族間対立や関係者からの不当な接触が予想される案件 3件
- ・頻回な接触等、総合的に見て個人での受任では過重の負担が予想される案件 2件
- ・窃盗・闇バイト等刑事司法案件 1件

モデル事業の実施を通じて、見られた（期待する）効果

- ・定期的な検討委員会等の開催により、関係機関で事案の経過等について共有し、多職種で検討することができる。
- ・検討委員会において、候補者推薦依頼段階での情報不足（申立書の情報の不十分）が課題として挙げられ、申立て時の上申書について検討、作成を行った。県主催の「市町村長申立等研修会」において、本上申書の情報提供を行ったことにより、候補者推薦依頼段階でのスクリーニング（法人後見又は個人後見かなど）が円滑に行われることを期待したい。

今後の展開と検討課題

- ・法律職（弁護士会・司法書士会）とのアドバイザー契約の在り方について、具体的な検討を進めていく。
- ・今年度、県内の法人後見実施団体に対し、支援困難案件の受任状況や受任体制等について調査を行ったところ。今後は、複数の団体にヒアリングを行い、課題を整理した上で、他団体との連携強化に向けた具体的な取組を検討したい。
- ・虐待等の支援困難事案の対応について、市町村間での意見交換の場を設けるなど、県内の権利擁護支援の充実を図りたい。
- ・支援困難事案に対応するための体制整備には多大な労力を要するため、予算の確保が課題として挙げられる。

持続可能な権利擁護支援モデル事業

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業

テーマ2-A 包括的な相談・調整窓口の整備

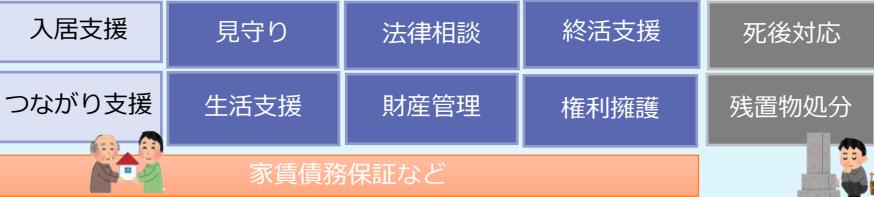
テーマ2-B 総合的な支援パッケージを提供する取組

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメントや各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーターを配置した相談・調整窓口を整備。

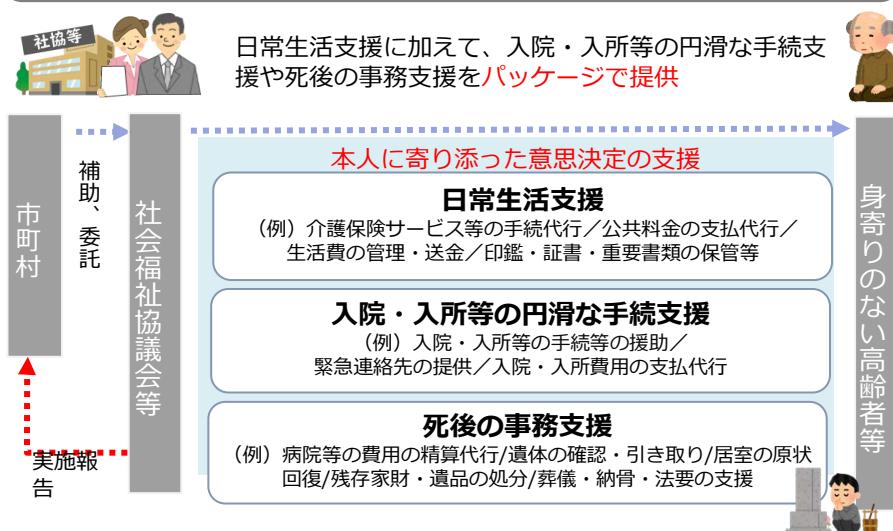


単身高齢者等包括支援プラットフォーム



2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所等の円滑な手続支援や死後の事務支援を併せて提供する取組を実施。



出所：厚生労働省資料より引用

本日は、新モデル事業テーマ
2-A, 2-Bに取り組む柏江市、
2-Bに取り組む米子市から、お取り
組み内容を紹介頂きます。

狛江市単身高齢者等支援事業

(あんしん未来事業)

『いつか』『もしも』を社会で支える

狛江市福祉保健部福祉政策課

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会

地域福祉課権利擁護係



なぜ今、必要なのか

家族のあり方の変化と制度の隙間

急速に増加する単身高齢者世帯。「頼れる親族がいない」ことによる入院時の保証人不在や、死後の手続きへの不安が深刻化しています。

従来の制度の課題:

成年後見制度は「判断能力低下後」の仕組み。能力低下「前」の不安を解消する公的な受け皿が不足していました。



制度の仕組み：二階建ての安心構造

1階部分：相談・コーディネート（無料）

将来の漠然とした不安を専門職が整理し、課題を明確化します。

2階部分：契約に基づく直接支援事業



① 見守り

月額1,000円からの利用しやすい設定。
定期的な電話・訪問で安否と意思を確認します。



② 実務支援

1時間1,700円から。
入院時の同席、手続き、支払いの代行など、家族の代わりを担います。



③ 預託金

将来の入院費等に備え、現金を社協に預託。
支払いを担保することで、身元保証の壁を解消します。

運用状況：相談現場の声

令和7年10月から12月までの実績

相談件数 22件、新規支援プラン作成件数 7件、フォロー中の件数 1件

「家族代わり」の視点で寄り添う

✓ 多様な相談ニーズ：

現在は元気だが、将来の生活や制度利用、入院時の保証人についての不安が多数。

✓ 具体的な対応：

福祉サービスの案内だけでなく、一緒にガイドブックを読んだり電卓を叩くなど、身近な支援を実施。

✓ 医療機関との連携：

「身寄りがない＝拒否」ではないことを伝え、医療費支払い等の不安点を具体的に解消。



運用状況: 契約と今後の課題

現在の実施内容

契約に向けた準備段階

来所や訪問による事業説明を経て、利用希望者の面談を予定。専門職による審査会で契約可否を判断します。

制度の必要性は高いものの、契約決断までには丁寧なプロセスを要します。

現場のハードル

「預託金の返還先」の壁

「遠方の親族に迷惑をかけたくない」「連絡を取りたくない」という心理が、返還先指定(=親族への連絡)を躊躇させる要因に。

対策: 事業利用が結果的に親族負担の軽減になることを丁寧に伝え、意思決定を支援。

地域共生社会の実現に向けて

目指すのは
「誰もが一人にならない地域づくり」

家族の形が変わっても、最期まで自分らしく暮らしたいと
いう願いを、市民の皆様と共に支える「新しい安心の形」を
育てていきます。

狛江市では、高齢者が身寄りのあるなしにかかわらず安心して地域生活を送ることができるよう支えるとともに、本人の意思に基づき、安心して老後を迎えることができるよう「相談・コーディネートサービス」および「直接支援サービス」を一体的に実施する形で、「単身高齢者等支援事業」を令和7年10月に開始した。

事業の実施体制

- ・事業実施者：狛江市
- ・委託先：狛江市社会福祉協議会

取り組みを開始した経緯

- ・任意後見制度などの活用にあたっては一定の費用負担が永続的に発生する。現状、判断能力があり金銭的にも不安をもつ単身高齢者が身近に使える制度がないため、相談をいただいても支援に支障をきたしていた。
- ・狛江市第1次地域共生社会推進基本計画で身寄りのない市民等への支援体制の強化を重点取組としている中で、持続可能な権利擁護支援モデル事業を実施できないか検討を始めた。

検討を開始した時期 令和6年6月頃

事業を開始した時期 令和7年10月

基本的な利用の流れ

【相談・コーディネートサービス】

- ① 面談：相談者の困りごとを本人や支援者（同席がある場合）に伺い、状況に応じて必要な情報提供を行う。
- ② 支援プランの作成：事業パンフレットに付属の「相談の記録」に、相談概要及びその結果を記載し本人へお渡しする。
- ③ フォローアップ：いつでも相談できる相談先の一つとして「相談の記録」に相談窓口の電話番号及び担当者を記載するとともに、経過確認を行う。

【直接支援サービス】

- ① 制度説明1回、アセスメント2回以上、支援計画書を作成の上、契約締結審査会にて契約可否を判断し契約を行う。（制度説明から契約までは約4ヵ月）

相談対応者の体制

- 常勤職員1名（係長、包括的な相談・調整窓口の整備と総合的な支援パッケージを提供する取組を一体の事業で行っているため兼務）
- 要件：社会福祉士等の福祉専門職

事業の実績（令和7年度12月末時点）

- 相談件数：22件
- 新規支援プラン作成件数：7件
- フォロー中の件数：1件

意思決定支援の場面や配慮事項など

- 窓口に来れない場合は本人宅で相談を受けるほか、希望により個室で相談を受けることも可能にしている。
- 重要事項説明書を用意し、契約書内でどのようなサービスを利用料いくらで受けることができるのか、また預託金については、どのように使われるのかを明記している。
- 支援は契約に基づくもののみとし、個々の契約に関しては、専門職等が委員として構成する契約審査会で全て審査の上、契約を結ぶ。
- 預託金や現金の取り扱い、サービスの提供については、社会福祉協議会で取扱要領を作成し、委託元の狛江市が定期的に要領等に基づき、適正な金銭管理、事業執行を確認する。

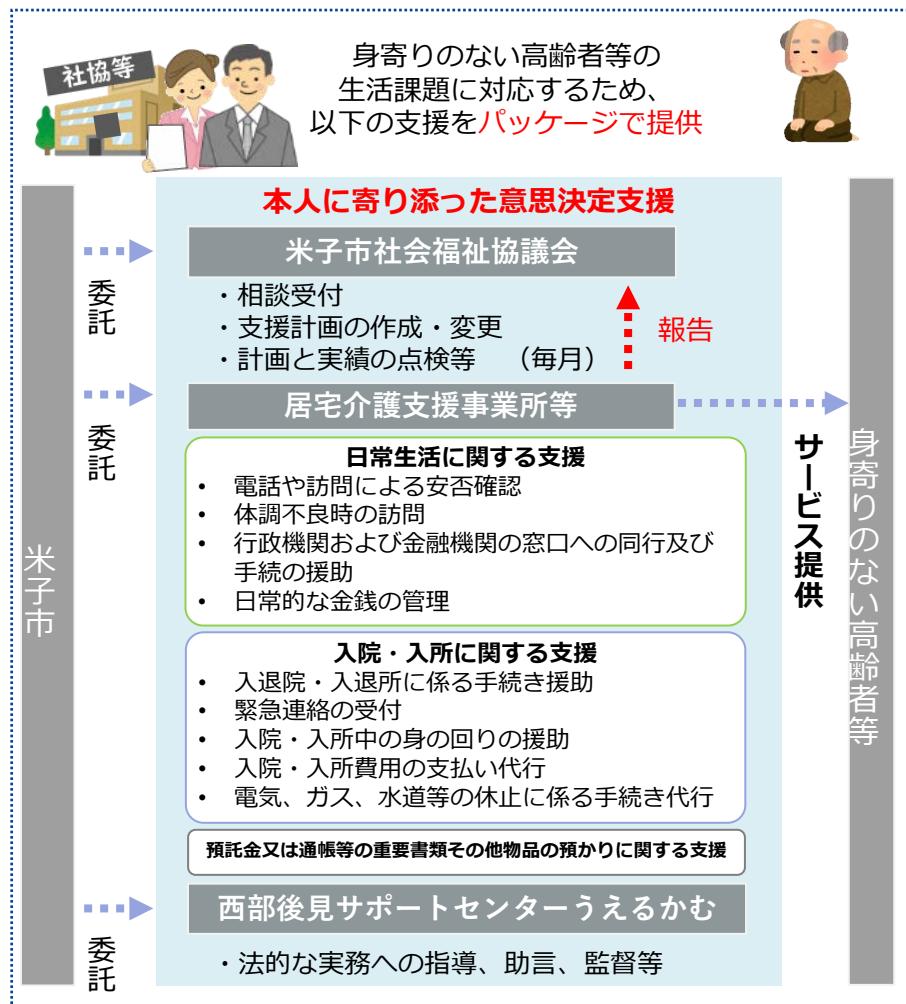
事業により得られた効果

- 現段階の効果としては、ケアマネジャーから気になっているケースをつないでいただくことで、潜在的にこの事業を必要と感じている方の相談等に応じ、必要な支援へつなげることができることが大きな効果と考える。
- 関係機関から単身高齢者等支援事業が必要となりそうな方をつないでいただき、適切な支援等のアドバイスをすることができた。また、社会福祉協議会が直接支援サービスを展開することで、サービスの選択肢が増えた。

事業の課題や懸念と今後の取組み

- 「緊急連絡先になれるか」「どこまで責任持てるのか」といった質問を現場からもらうので、できること・できないことを明確にしつつ、地域の専門職とどう連携して支えるか、その仕組みづくりが現在の大きな課題。
- 死後事務の担い手がおらず、本事業だけでは解決が難しい。

米子市では、利用希望対象者（5名程度）ごとに、本人との契約に基づき、米子市社会福祉協議会が支援計画を作成し、**サービス提供事業所（居宅介護支援事業所等）**が日常生活の金銭管理や入院・入所時の身元保証を代替する支援等を提供する「米子市身寄りのない高齢者等あんしんサポート事業」を行っている。また、身寄りのない高齢者が直面する課題への対応が、ケアマネジャー等のシャドウワークにつながっている実態等を鑑み、この度の実証事業では、既に**居宅介護支援事業所等**が支援している方を対象として実施し、**サービス提供事業所（居宅介護支援事業所等）**と対象者がセットでエントリーする方式を採用している。



事業目的

行政と多様な主体が連携し、身寄りのない高齢者等の日常的な金銭財産管理や入院・入所時等の身元保証等を代替する支援を提供する体制構築に向けた検証を行う。

＜検証のポイント＞

- (1) 複数の主体が連携して事業実施する場合における本人の意思を共有・実現するための手法
- (2) 民間事業者がサービス提供主体となる場合における本人との利益相反関係等の課題の整理
- (3) 支援の一部又は全部の提供を終了する場合の他の制度や支援機関等への情報提供やつなぎの手法

対象者

米子市民で、米子市内に居住する65歳以上の者のうち、申請日時点で居宅介護支援事業所等（居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センター）の支援を受けている者で、以下(1)～(5)のすべてに該当する者

- (1) 身寄りのない者（支援可能な親族がいない者を含む）
- (2) 住民税非課税の者（生活保護受給者を除く）
- (3) 本事業の契約内容について判断し得る能力を有している者
- (4) 債務等の負債がない者
- (5) 親族間の相続等について紛争がない者

サービスの対象外事項

- ・医療の同意 ※ただし、利用者は「私の医療に関する希望（医療サービスに関する指示書）」を契約時に提出・定期的に更新する
- ・単なる浪費癖の方の金銭管理
- ・債務整理・家計相談
- ・ホームヘルプサービスのような生活援助や身体介護
- ・葬儀に関する事務や火葬手続に関する手続
- ・死後事務

サービスの利用者負担額

0円（なし）

備考

令和7年度は事業期間を数ヵ月程度しか確保できないことから、令和8年度においても実証事業を継続し身寄りのない高齢者の支援を取り巻く課題の詳細について整理し、円滑な事業の本格実施に向けた体制を整備することを予定。

事業の実績

- 利用者：2人（令和8年1月時点）
- 利用予定者：3人（令和8年2月審査予定）

主な委託先の体制

- 米子市社会福祉協議会：常勤1名（うち、兼務1名）
- 西部後見サポートセンター/ アドバイザー配置
要件：① 福祉・医療現場における意思決定支援のプロセスに精通し、多職種連携の調整能力を有すること。
② 成年後見制度や日常生活自立支援事業に精通し、権利擁護の観点から適切な指導・助言ができること。

実証事業（米子市モデル）のポイント

1 「死後の事務支援」を含めていない

- 葬儀費用等のための預託金管理という高い事務リスク（公金管理や利息の扱いなど）を外すことで、制度運用の難易度を下げ、事業の機動性を重視するとともに、利用者の経済的障壁を除去できる。
⇒最もニーズの高い生活支援から着手することで、繊細かつ重要な課題にスピード感を持って着手することが可能に。

- 現在、市内で葬儀生前契約サービスを提供している民間葬祭事業者情報を収集中。（本事業との連動等について検討予定）

2 居宅介護支援事業所等の参画

- 利用者の基本情報やアセスメントシートなどは、取得済の情報を転用でき、迅速な審査・手続きが可能となる。
(作成する書類の省略化・要介護認定時の審査会資料や医師意見書等の活用による詳細な状態像の把握など)
- 対象者とサービス提供事業所間で既に関係性が構築されており、円滑な事業実施が可能となる。
- 契約行為を基にした公的なサービス提供の枠組みが適用されること、複数の主体が関わることにより負担がケアマネジャーに集中するのを防止すること、対象者の状態が変化した際の審査及び他の支援へのつなぎの仕組みが導入されることなどにより、ケアマネジャーの精神的負担軽減に資する。
- 社会福祉協議会が他の主体と連携して支援を行う体制の構築に資する。（日常生活自立支援事業との相違）

3 米子市社会福祉協議会及び西部後見サポートセンターうえるかむの参画

- 日常生活自立支援事業や、成年後見制度との連携を円滑に行うことができるとともに、これら関連制度の現状や課題を検証する契機となる。
- サービス提供事業所（新たな担い手）の拡大について幅広に検討することができる

今後整理・検討すべき事項等

対象者要件（利用者負担の在り方や、生活保護受給者の支援の在り方を含む）、サービス提供事業所の拡大

死後事務の在り方、利用相談窓口の設置、民間の終身サポート事業者との住み分け・連携の在り方 など

「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施自治体の意見交換・質疑応答

テーマ	質問	テーマ	質問
財源	<ul style="list-style-type: none"> ・財源確保のために工夫した点 ・新たな第二種社会福祉事業に向けた対応 	体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・社協に丸投げにせずに委託するための工夫 ・県社協からの市社協への支援の有無及び県社協に期待すること
人員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に整備する人員体制の想定方法 	地域性	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模自治体の事例 ・地域資源が限られる中での支援体制の整備
立ち上げまでの準備	<ul style="list-style-type: none"> ・検討～開始までの流れ ・(テーマ2-B) 検討メンバーの職種、紹介業者の選定方法 	民間との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関にヒアリングしたり、金融機関から相談が寄せられたりしたケースを知りたい ・高齢者等終身サポート事業者との関わり方
困窮層への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・資力の低い方への対応 	入退院時支援	<ul style="list-style-type: none"> ・身寄りのない高齢者が施設入所時に身元保証を求められる場面がある。どのように対応しているか
窓口対応	<ul style="list-style-type: none"> ・専門知識のない社協職員で十分に相談支援ができるか不安 ・地域包括支援センターや相談支援事業所等の一次相談窓口との連携について知りたい 	死後事務	<ul style="list-style-type: none"> ・死後事務委任の実例。法的トラブルのリスクへの対応 ・成年後見人等がつく前に亡くなった身寄りのない方の遺留金等の取扱い

事務連絡

1. 「身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業」令和7年度好事例スライドの掲載について

「身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業」実施自治体の一部について、令和7年度の取組内容について紹介する好事例スライドを作成しています。令和8年4月以降、厚生労働省HP等にて公開予定ですので、ぜひご参考ください。

■厚生労働省HP「自治体事例紹介」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00021.html>

2. 連絡会特設サイト閉鎖のお知らせ（今年度末）

連絡会資料を掲載しておりました連絡会特設サイトは今年度末にて閉鎖予定です。お手元への資料のダウンロードがお済みでない方は、年度末までのご対応をお願いいたします。

■日本総合研究所HP「令和7年度持続可能な権利擁護支援モデル事業実施自治体等連絡会」

<<https://www.jri.co.jp/service/special/content11/corner113/kenriyogo/>>